# 「父子同氣」概念の成立時期について

―「中國家族法の原理」 再考 ――

佐 々 木

愛

はじめに

おわりに

二、先秦~唐代における「同氣」 一、滋賀「原理」の父子同氣

同氣と祭祀の思想史と朱子學 朱熹の祭祀論における女性

の三原則に總括される强い父系制の家族原理 滋賀秀三著『中國家族法の原理』。斯界の名著である。同書で滋賀氏が提示した、「父子一體」「夫妻一體」「兄弟一體」 (以下、滋賀「原理」と略稱) は、 發刊から既に半世紀以上を經てなお、本分

野における學者の共通認識となっている。寺田浩明氏は近著において同書を次のように評した。「滋賀氏は傳統中國(漢

— 35 —

36 民族) 統中國家族法研究史上の劃期をなし、現在でも殆ど決定的と言って良いほどの影響力を持っている」。 盡くし、 特有の血緣觀=人閒觀に着目し、家族關係にみえる各種の特殊な現象をその血緣觀の現れとして徹底的に位 (中略)長きに涉って行われてきた様々な論爭の殆ど全部にケリを附けてしまった。その意味で同書は世界の 置づけ

きことを主張した。筆者もまた小濱氏に牽引されてこの試みに着手したところである。 ンポジウムや各種論集などの企劃を通し、滋賀「原理」が歴史的に形成されていった原理であるという可能性を檢討すべ 母を起點とする親族は親族原理上父系親族と同等であったことを明らかにした。また小濱正子氏は中國ジェンダー史のシ 理であるとされていた點については、違和感を覺えたとしてもまた當然といえよう。近年、下倉涉氏は、③ 時代による變化を重んじる歴史學の立場にたつ者にとっては、滋賀「原理」が漢から清に至るまで一貫する原 漢代におい

べきと考えられていたか、についての研究であったことだった。たとえ史書を紐解いて「原理」にそぐわない事例が多く 得る可能性を感じている。從來、滋賀「原理」の檢證が困難だった理由の一つは、それが「原理」、つまり本來どうある これまでの拙論でも記したことであるが、筆者は思想史という視角からの考察という方法に、 滋賀「原理」を再檢討し 36

るとしたらそれはいつのことであるのか。滋賀氏のいうとおりそれは漢代には成立していたのか、それとも後世のことな ものの考え方、つまり原理そのものを直接研究對象とする研究分野である。滋賀「原理」のようなものの考え方が成立す 思想史という文脈のうえに滋賀「原理」を載せて考察してみることで、各時代における滋賀「原理」の存否を追

も原理であり、現實にそれが實踐できない、實踐されない、ということは當然あることだからである。しかし、

思想史は

存在していたことを指摘したとしても、「原理」それ自體が存在しなかったということにはならない。原理とはあくまで

ていくことは可能であろうと考える。 このような見地に立って、 · 本稿では、 滋賀 「原理」 を根幹から支えている最重要概念 ・「父子同氣」をとりあげ、 思想

史という見地から檢討することとしたい。本論がごく粗い素描に過ぎないものであることはもとより自覺しているが、今

## 、滋賀「原理」の「父子同氣」

### (一) 榔

る。 あり死後における祖先の祭祀である。 中國人の相續觀念の根底をなしていた……祖先の貯えはその生命の聯續によって當然享受せられる。それは他面に、 れ、また「同氣」の語はあたかも兄弟の代名詞のように用いられる言葉でもある。……父子兄弟の關係が幾世代にも擴大 親において父も母も變わりはないけれども、その生命の本性を規定するものは父であって母ではないと考えられたのであ はもっぱら父のものである。もとより「氣」は「形」に賦することなしには實際の生命となり得ないから、 について「氣」という言葉は用いられない。生命の形成における母の參與は「形」に關してであり、「形」に賦される氣 者のうちに生きる生命は同一である(同氣)、すなわち子は父の生命の延長にほかならないと觀念されるのである。」「母 であり、これを幾世代繰り返しても、 したものが宗族にほかならない。したがって宗族もまた同氣であり一體である。」「父子は分形同氣であるという思想が」 「血」というよりもむしろ「氣」という言葉で表現する。……父と子は現象的には二つの個體であるけれども(分形)、兩 いし生命自體であり、各人の本性はこれによって規定せられると見る見方である。かような意味の血すじを中國語では 、榮えはその生命の根源たる祖先によって當然に享受せられるという關係を伴っている。 まずは、 ……父子が同氣ならば、同じ父の氣をうけた兄弟は同氣であり一體である筈である。「父子兄弟、本同一氣」とい 滋賀氏のいう「父子同氣」概念について確認したい。氏は述べる。「人の血すじは父からむすこへ傳わるもの 人格の相續と祖先祭祀とは、生命の聯續という同一の實體から生ずる二つの現象的 血すじの同一性を失わないという考え方、しかもかような血すじこそ生命の本源な これが老後における子の奉養で 子の生命たる 子孫

效果なのであ」

であり一 を可能にしているのは、 ものとして捉えること、 體であること、そして父からむすこへのみ家産の財産權および祖先の祭祀義務の繼承が行われ、 まさに「父子同氣」の概念であった。「父子同氣」の概念によって、父とむすことは同一の生命 換言すれば各人の財産權の問題を血緣觀の上に位置づけ盡くしたことにあるが、 母からむすこへ そうい

難と思われる。 ごく一般的な體驗に抗して、 ないし母系祖先の形質や特性を濃厚に享け得るということは、しばしば體驗するいたって自然な現象である。そうい うのは、朱子學の生成存在論の基本である。また書物とは緣のない庶民にとっても、男女の交接によって生まれた子が母 においてすら同様なのであって、「乾道男を成し、 教・道教の枠を超えた中國思想上の定論であった。それは朱子學のように、のちに封建禮教として指彈されたような思想 説明しようとするかぎり、 には登場しない、きわめて特異な考え方なのではないかという點である。天下の萬物の生成・存在を、 は受け繼がれないことが説明されるのである。 さて、ここまでのところで氣づいた點を三點指摘したい。 第一點目。父のみ、つまり陽だけの氣を受け繼いで物が生まれ構成されるというような考え方は、中國思想史の教科 子は母の氣を受け繼ぐことがない、 しかしそのような思想的な營爲が中國思想史上行われてきたということはあまり聞かない の最大の特徴でありその所論を説得力あるものとしているのは、 萬物は陰陽男女の氣が合し、混じり合い、變化することによって生まれる、と考えるのが、儒 あるいは中國傳統の氣の思想にも抗して、さらには後世體制教學にもなった朱子學理論にも と考えるためには、よほどの議論構築をしないかぎり說得力のある說明 坤道女を成す。二氣交感し、萬物を化生す」(周敦頤『太極圖說』)とい 家族成員各人の財産權と祭祀權を一體 氣の概念を用い 、話である。 (12) がは困 . て 38

り立つのか、 という點である。 父は 「氣」で母は 氣が萬物の構成要素である以上、 「形」であるから、 母から氣は繼承されない、 形も氣に他ならず、 という滋賀氏の説明は、 形だから氣ではないとは基本的 氣の思想として成

えない筈である。もちろん形に對して氣が通っていくというような言い方はされることはあるが、 氣のもつ性質のうち、活力やエネルギーといった面に着目した場合の言い方であり、 形と氣を全く別物とするような言い方は基本的にしないように思われる。(エク しかしこのように 萬物の構成要素とい わ

たないことを述べるに止まり、むすめと父は同氣か否かについては言及されていない。 むすめは父と同一の氣ではないからだ、と說明されれば筋が通る。ところが、滋賀氏はむすめは實家の財産權祭祀權をも 第三點目。父とむすめの氣の關係が不明瞭なままにおかれているという點である。滋賀「原理」においては、 むすこが父祖から財産と祭祀を繼承する理由である。であれば、むすめが實家の財産や祭祀を繼承できない

たのは、 異性きょうだいを單に「兄弟」と表記し、かつむすめは父の遺體と表現してもいる。寺田氏が父とむすめを同氣と明言し異性きょうだいを單に「兄弟」と表記し、かつむすめは父の遺體と表現してもいる。寺田氏が父とむすめを同氣と明言し 同士を同氣とする用例は複數みられる。また『名公書判淸明集』所收の判語「叔誣告姪女身死不明」では、 る根據について寺田氏は言及していない。しかし本稿後掲の表2で示したように、兄妹・姉弟といった異性のきょうだい この點について、寺田氏はふみこんだ言及を行った。寺田氏は父とむすめは同氣であると明言したのである。(5) 滋賀氏の及ばざるところに踏み込んだ卓見といえよう。 姉弟妹という

構成要素であり、 産)には貢獻できない存在」として説明した。この説明は中國における姓の名乘られ方のことを想起するとまことによく のは否めない。その點について寺田氏は「(女子は) 氣の流れの行き止まりであり、 「自家の氣の將來の持續に貢獻できる存在」と「貢獻できない存在」の二種があり、この違いこそがむすことむすめの違 を決定づけるのだ、 しかしながら、父とむすめを同氣とすると、むすめが實家の財産權や祭祀權をもたない理由の說明がやはり難しくなる しかし氣を姓と同一のレベルで考えてよいかは一考を要するように思われる。もし、 萬物の多様性すなわち個々の差異はすべて稟受した氣の違いに歸着するのだから、 というのであれば、 むすことむすめは氣が違うと認識されたのではなかろうか。 自家の氣の將來への持續 同一の氣でありつつも 違いこそが重要なの 氣は天下の萬物

であ とを示しているように思われる。 質であるという認識があり、そしてその認識が社會的に果たす機能があったであろうことをも含めた説明が必要であるこ れていたとするならば、 めれば、 氣が違うと認識され强調されるはずだからである。ところが逆にむすことむすめがともに同氣であると認識さ 男女という性の違いをこえてなお、それも氣という根底のレベルにおいて、 むすことむすめが同

### 父子同氣概念の 崩 例

まずは滋賀氏が「父子同氣」 概念の論據とした用例二例を再檢討してみよう。(28)

宋の司徒左長史であった傅隆が、しゅうとめが息子の嫁を歐殺した事件の判決について論じた文中に登場するのであるが、 第一の用例は、 『宋書』および『南史』『通典』にほぼ同じ記載のある「父子至親、 分形同氣」である。本用例は、

敢えて結論先取的に述べるならば、本用例は、實は母子閒の同氣をその中心的な內容としているのである。

通

りで、 黄稱・むすめ黄葉というふたりのこどもがいたから、本規定に該當することになる。 すという復讐防止のための規定があった。そして本件での被害者・王氏にはむすこ が、當時の法には、殺された被害者に子がいた場合、殺人犯は二千里以上遠地に流 當時何が問題となったのか、具體的にみてみよう。事件關係者の相關は圖1の 趙氏はむすこ黃載の妻・王氏を毆り殺した。趙氏は恩赦に遇うことになった

趙氏 黄初 殺害 王氏 黄葉 黃稱 圖 1 人物相關圖

要なしとの論陣 にも復讐防止の措置としての遠流を犯人に科すかどうかが問題となっていた。そこで傅隆は、 ただし本件は家族内での殺人であり、この子どもたちは被害者の子であると同時に殺人犯の孫でもある。 を張り、 その文中で「父子至親 分形同氣\_ が登場する。 復讐防止のための遠流は必 そうい

父子至親、 分形同氣」なのであり、黄稱と (その父) 黄載との關係とは、 すなわち 黄載と (その母の) 趙氏との關係

40

稱と趙氏は結局分かれることはできないのだ。趙は内心に一生愧を抱え、稱も母を殺された苦しみを一生抱き續ける はずがない。黄載が行くのに黄稱が行かないなどは、到底名教の許すところではない。このようであるのだから、黄 ある。この規定は現實の狀況と事柄の本質の雙方を十分ふまえたものであり、近親の關係にもとづいて愛敬の意を教 けなければならないのは、(喪服期間が三年にあたる黄稱ではなく)一年以下五箇月以上にあたる王氏親族であり、 母ヲ殺セバ之ヲ二千里外ニ徙ス」とあるが、父子や孫祖の閒には適用しないのは明らかである。趙氏がその復讐を避 處罰でも、 稱の負った痛手は非常に大きく深いものではあるが、そもそも祖父母に對して復讐を行うのは正しい行いではない。 と同じである。三世代とはいっても、合體していてわけることはできないのである。(母を殺されたことによって)黄 のではあるが、孫であり祖母であるという名分は、永遠に絕つことはできない。これは事理としてもともとそのよう えるものである。 のも千里外にすべきだというだけである。令では『凡ソノ流徙ハ、同籍親近ノ相隨ヲ欲スル者アレバ、之ヲ聽ス』と うことになるのだろうか。父子や孫祖の閒で互いに殺し合うなどということは、いにしえの聖王が定めた嚴格公明な 舜の賢臣・皋陶が法を定めたさいの本來の趣旨でもないことを懼れるものである。……舊令には「人ノ父 (復讐として) 趙氏を殺してよいのであれば、趙氏側は 趙氏は流刑をうけて遠地へ移ることになったからには、黄載は人の子として、母に從って行かない (黄稱の父の) 黄載をどのように處遇すべきだとい

41

者である。そして主犯の趙氏が問題の焦點であることから、 るということができる。本用例における父子同氣は母子同氣と雨立しているのである。 ここで「分形同氣」と形容されている家族關係は、父子 (黄載-黃稱)、母子 本用例の中核的な內容は、 (趙氏-黃載)、 母子および祖母 祖母一孫 (趙氏-黄稱) の三 孫閒の同氣であ

なものなのである。

次に、第二の用例、黃宗羲『明夷待訪錄』原臣をみてみよう。

臣というのは子と並稱される存在ではないか、という人もいる。 しかしそれは違う。「父子は一氣」なのであり、子

違ったものになってしまう。……臣というのは名分も變化するのである。父子の名分は變化しない。 完全に通うようになる。ただし不孝な子の場合は、身體が分かれて以後、日に日に疎遠になり、 の身體は父の身體から分かれてできている。だから孝子は身體は別でも、 日に日に父の氣に近づいてゆき、 時閒がたてば氣は やがては

とは、 孫と何世代を經ても氣の同質性は失われないとする點で異なる。黃宗羲が本用例で述べている氣質變化による修養・練達 前提のもと、父子閒の一體性は修養によって成就するものとしているが、滋賀「原理」の「父子同氣」とは、祖、 は母子を含まないということはできない。母子も天合の關係だからである。また、本用例は、「氣質は變化する」という 子という意味である。 本用例における父子は君臣の對義語として使われている。つまり、義合の關係である君臣に對する天合の關係である父 宋明理學の心性修養論はもとより道教の煉化說にも共通する基本的な考え方であるが、そもそも祖先祭祀說との接 天合-義合の對比のもとに父子同氣 (一氣) が語られているのであれば、ここで言われている父子 父、子、

る家族關係とその變遷について檢討してみたい。 ことが可能かという點についても檢證が必要であろう。そこで次に時代を遡って「同氣」の用例のなかから、同氣とされ 以上、父子同氣概念の根據とされてきた用例は、二例ともに根據たりうる內實を持っていないと見なさざるを得ない 「原理」を漢~清の二千年に一貫する原理だとするのであれば、南朝宋と清初期の二例で二千年間を代表させる

合性は明らかに悪い論題で、

祭祀の繼承を論ずる際の用例としては不適切である。

### 、先秦~唐代における「同氣」

### 一)先秦~漢代における「同氣」

萬物の構成要素としての氣という概念は、 戦國期に至って登場する。 <sup>(21)</sup> 戦國期から漢代における「同氣」の用例は管見の

の中核となっており、母子を排除した父子單獨の同氣は成立していない。以下具體的にみていこう。 かの親族關係について同氣と表現する。しかしこの五例のうち、兄弟同氣をいう一例を除いた四例はともに母子同氣が話 かぎり六例あり、そのうち雲と水といった自然界の同氣關係とその感應について述べる『易』をのぞけば、(8) いずれ

1 なっていた實の母親であった。この話をうけた總括が次の文章である。 で乞食が歌う歌を聞いて强く心を動かされ、乞食を門內に招き入れて話をしてみたら、それは何と旣に亡くなったことに 『呂氏春秋』精通篇。家族關係について同氣の語を用いた初出の用例である。周の申喜という人がある日自宅の門外

ときはともに樂しみ、死んだら哀しみあう。これを骨肉の親という。 だから父母が子に對して、子が父母に對しては、もともと一體であるものが二つに分かれ、 別別に息をしているのである(「同氣而異息」)。雜草に花や實があり、樹木に根があるように、別のところにいても互 いに通じ合い、あえて口に出さなくても氣持ちを察しあい、苦しいときには助け合い、惱みには共感し、生きている 氣を同じくしていながら

父母子同氣の用例であるが、話全體の文脈としては、父子同氣は總論のさいに附加されているにすぎず、母子同氣こそ

が本用例の核心である。

2 送って戒めた。宇の實母宛に送られた元帝の書狀のなかに、 『漢書』 東平思王宇傳。 前漢宣帝の子・東平國の思王字が、實母との仲が險惡となったおり、元帝が兩者に敕書を 同氣が登場する。

うしてないがしろにできようか。 閨門の內の母子の關係とは、氣を同じくしていながら別別に息をしているだけであって(「同氣異息」)、骨肉の恩をど

母子が同氣と明記されており、父には言及がない。これは特定の女性に宛ててその子と和解するよう求めた書簡の文章 般論でないことにその理由があろう。本用例は、父を含めず母子のみを單獨で同氣と表現して問題がなかっ

43

たことを示している。

3 陳忠傳。三公曹尚書の陳忠が、 祖父母や父母の死去後三箇月のうちは徭役には徴用せず葬送させるべきだ

と主張した上疏のなかで、父母子の同氣が説かれている。

というもので、一體でありながら分かれてこの世に生まれ、三年經つまでは父母の胸に抱かれているのです。 はあっても、その義は一つです。子の父母との關係とは氣を同じくしていながら別別に息をしている 『孝經』は親を愛することに始まり、哀戚に終わっております。上は天子より下は庶人に至るまで、 **尊卑貴賤** (「同氣異息」)

その子と一體であり、授乳の責を負っている母のほうが、同氣關係として父より强く想起される存在であるのも當然であ 胸に抱かれていることを同氣一體の證とするまことに素朴な發想である。このような發想からすれば、自らの體內に十月 ここで印象的であるのは、子が誕生する前、肉體的に父母と全く一體であり、そして生まれてからも三年のうちはその

4 を同氣とする初發の事例である。皇帝である兄からのこれまでの處遇に對する感謝の表現のなかに、「同氣」の語が登場 『後漢書』東平憲王蒼傳。東平憲王劉蒼が、宰相位を辭任したい旨を兄の明帝へ上奏した文中の用例であり、 兄弟閒

あり、 介の匹夫ですら食物を惠んでもらった恩を忘れないのに、いわんや臣わたくしは宰相の位につけていただいたので それも同氣の親ではないですか(恩を忘れるなどということなどありえないことです)」。

(5) すぐに歸宅してきたのだという。傳書では次のように解說する。 た。曾子の母はちょっと待つように言い、右手で自分の左肘をつかんだ。すると外出先にいた曾子は左肘に痛みを覺え、 充が批判した傳書からの引用中に、母子同氣を念頭においた父母子同氣の用例が登場する。曾子が外出中に客が訪ねてき 王充 『論衡』感虚篇。王充は讖緯說・陰陽五行說などを非合理として批判し合理的思考を追求した思想家である。王

曾子は親孝行であるので、母と同氣であった。……(曾子は)このうえなく孝行であり、父母と氣を同じくしていた

作業としてご寛恕いただきたい

で、體に痛みがあれば、心がすぐに感じたのだ。 <sup>(32)</sup>

內容は母子の同氣であった。つまり同氣といった場合、十月自らの體內で子と一體だった母は父に明らかに優っていた。 られている。自らの身體のあらゆる部分が「父母の遺體」だという感覺は、父母子同氣の具體的な表現とみることもでき 明義章)「身なる者は父母の遺體なり。父母の遺體を行うに、敢えて敬せざらんや」(『禮記』祭義篇)といった語が良く知 親と子の間の肉體的な聯續性については、「身體髮膚は之を父母に受く。敢えて毀傷せざるは孝の始めなり」(『孝經』 開宗 兄弟間を同氣とする一例を除き、同氣といえば父母子か母子であり、父母子同氣をいう場合でも、具體的に念頭にあった 以上、戰國期から漢代の同氣の用例六件を見てきたが、そのうち父子間のみに同氣の關係を見る用例は一例もなかった。 本用例は、特に母子閒に同氣關係を見ている他、その同氣と一體は篤い孝心をもつ曾子であるからこそ實現されている 本來的に獲得されているものではないとされている點が他例と比較した場合の特徴である。

# 一)魏晉南北朝~隋唐期における「同氣」

例の詳細である。對象を史書に限ったことによる偏りや不足があろうことは自覺しているが、凡その傾向をつかむための 『舊唐書』・『新唐書』に至る十四種の正史から「同氣」の用例をまとめて表にしたものであり、 魏晉期以降、 同氣の用例には大きな變化がみられる。表1は前節で檢討した漢代以前の用例に加え、『三國志』から 表2はその根據となる用

がみられるが、正史によるかぎり、同氣の用法は漢代以前とは異なった新しい段階に入っていることが明らかに見て取れ(3) なくなった反面、 さて、これらの表を一瞥すると、魏晉期以降の特徴として、父母子を同氣と表現する例が激減、かつ母子同氣の用 兄弟を同氣と表現する例が多數を占めるようになっている。ただし道教文獻では依然父母子同氣の表現 例は

表1 正史にみえる同氣用例數

	父母子	父子	母子	兄弟	父子 兄弟	姉妹を 含む兄弟	いとこ・ またいとこ	その他
漢代以前 (2章1節參照)	3		1	1				1 (易)
三國志				1				1 (易の引用)
晉 書				1		1 (史評のため 唐代の用例)	1	
宋 書		1 内實は父母子 (1章2節參照)		3				1 (三皇五帝)
南齊書				1				
梁書				1			1	
魏書	1	1		6	1	1		1 (易の引用)
北齊書								1 (生成論における氣)
周 書				3				
舊唐書				8		3		
新唐書				1				

『宋書』『梁書』と『南史』、『魏書』『北齊書』『周書』と『北史』 の閒で同様の記載がある場合は、 前者の出典のみ記載している

> 象であったことである。 として認められており、

「兄弟同氣」と表現されているだけでは、この兄弟とい

うか。

ここで想起したい

のは、

下

倉氏

0 所

論

0 根

據 で

0

加

は果たして父系制の强化と關聯する事

柄

なの

あ 例

は、

漢代、

とくに前漢におい

ては異父同

母

兄弟が

兄弟

後に認められなくなるという現

る可 六朝

能性をまず檢討すべきだろう。 期であるということであるから、

「兄弟同氣\_

0)

用

0 元 前

所

論と

關

係

もし きである。 表現に異父同母兄弟を排除できるか明示することはでき に變化したのだろうか。 は れとみなすことは難 父系 兄弟同氣の ので、「兄弟同氣」 兄弟同 0 父 氣 强 母子同氣は 化 ではなく父子同氣 甪 K 例 伴う現象であ が L 0) なぜ父子同氣ではなく兄弟同 般化するというこの用法變化 1 用例の一般化を父系强化のあら というべきであろう。 るの 0 用 であ 例が増えてしかるべ n ば 第

義

的

る。

0)

變化をどう考えるべきだろうか。

揭

0)

下

倉 涉

氏

0)

研

究によれば、

父系優先の

親

族

観に

化され

る

0

. う

たん

この點を踏まえれば、

が多出していくことになる。第二。漢代以前と比較して、父母-子の閒に同質性より尊卑關係を見るようになったと考え 最大の詩人といわれる曹植の「求自試表」は名文としてのちに『文選』にも採錄された。 植「求自試表」(表2-1) であり、自らと兄曹丕を「同氣」と表現している。建安文學の代表者にして魏晉南北朝時代の(%) 當面考えられる理由は二點ある。 第 當時の文豪・曹植の影響である。本時期における兄弟同氣の最初の用例は、 本例を皮切りに兄弟同氣の用例 曹

表 2 同氣用例典據詳細

	.111.	// m/	71 th 4			
	出典	卷數	列傳名	同氣關係		
1	三國志	19	陳思王植	兄弟		
2	三國志	38	許麋孫簡伊秦傳	易の引用		
3	晉 書	73	庾亮傳	姉妹を含む兄弟		
4	晉 書	119	姚泓	いとこ		
5	晉 書	124	慕容盛	兄弟		
6	宋 書	14	禮志	三皇五帝		
7	宋 書	55	傅隆	父母子 (文面上は父子)		
8	宋 書	68	彭城王義康	兄弟		
9	宋 書	79	武昌王渾	兄弟		
10	宋 書	84	鄧琬	兄弟		
11	南齊書 22		豫章文獻王	兄弟		
12	梁書	4	簡文帝	またいとこ		
13	梁書	14	任昉	兄弟		
14	魏書	19 中	任城王傳附傳・順	兄弟		
15	魏書	21 上	越郡王幹	兄弟		
16	魏書	21 上	北海王詳	兄弟		
17	魏書	21 下	彭城王	兄弟		
18	魏書	53	李沖	兄弟		
19	魏書	57	崔孝芬兄弟	兄弟		
20	魏書	62	李彪	父子兄弟		
21	魏書	72	陽固	父子		
22	魏書	88	竇瑗	父母子		
23	魏書	91	張淵	易の引用		
24	魏書	111	刑罰志	姉妹を含む兄弟		
25	北齊書	24	杜弼	生成論における氣		
26	周 書	12	齊煬王憲	兄弟		
27	周 書	46	張元	兄弟		
28	周 書	48	蕭詧	兄弟		
29	舊唐書	10	本紀 肅宗	兄弟		
30	舊唐書	27	禮志	姉妹を含む兄弟		
31	舊唐書	27	禮志	兄弟		
32	舊唐書	65	長孫無忌	姉妹を含む兄弟		
33	舊唐書	68	尉遲敬德	兄弟		
34	舊唐書	74	崔仁師	兄弟		
35	舊唐書	95	隋王隆悌	兄弟		
36	舊唐書	106	王琚	姉妹を含む兄弟		
37	舊唐書	175	懷懿太子湊	兄弟		
38	舊唐書	175	懷懿太子湊	兄弟		
39	舊唐書	188	劉君良	兄弟		
40	新唐書	132	吳兢	兄弟		
40	利店百	134	<b>大</b> 杌	<b>プロス</b> ヤ		

られることである。 次にあげる用例二例を見てみよう。兄弟だけに同氣の語を用い、父子については同氣と表現してい

表2-18「おもうに、養子とは、父に對しては天性の關係ではなく、兄弟に對しては同氣の關係ではありません。」 。 以

表2-44「父子は天屬で、兄弟は同氣です(且父子天屬,昆季同氣)」。

養子於父非天性,於兄弟非同氣)」。

父子同氣にみえるもののその內實は漢代以前の父母子同氣時代の殘滓ともいえる用例であった。もう一例は 子同氣の用例はわずか二例だけである。うち一例は前章で檢討した『宋書』などにみられる用例であり、文言上こそ一見 擧げていたのは、實のところそもそも選擇できるほど用例がなかったためと思われる。例えば本節で檢討した史料中、父 ることは、きわめてまれだったのである。滋賀氏が「父子同氣」の用例として滋賀「原理」とは明らかに不適合の用例を より意識されるようになれば、父子閒を同氣と表現するのは不遜と映ることになる。實のところ、魏晉南北朝隋唐期のみ 氣の語がやがて兄弟の別稱として用いられるようになったのもうなずけよう。その一方、父子閒が尊卑關係であることが(※) はなく、ともに同じ親のもとにうまれた者どうし同一輩行に屬すヨコの關係にあり同氣の語で表現するのに相應しい。 れる同氣という語では、尊卑關係を含ませることが難しい。これがもし兄弟であれば長幼の關係こそあるものの尊卑關係 いえ尊卑ではとらえにくい關係であり、だからこそ同氣の語を用いることができる特殊な用例といえよう。このような狀 ならず、宋代以後明淸期に至るまで、現實に生きている父(母)と子という二者の關係について同氣の語を使って表現す 、肉親であるが、そのいっぽうで君臣と並置される尊卑の關係でもあるのである。しかし、 父子關係を「天性」「天屬」とする表現は、「父子天合、君臣義合」という常套句を思い起こさせよう。父子は最も親し しい怒りをかって羽山で誅されたといわれる鯀と、 (表2-21)で、 夏王朝を開いた禹とその父・鯀を同氣とするものである。治水のために帝から息壌を盗み、 治水に成功し天命をうけて王朝を創始した禹とでは、 同質同類ということが强調さ 同

48

況は「父子同氣」のみならず、 喪服の經文およびそれに關聯する經書解釋の場以外で「父子一體」の語が用いられることはほとんどなかったの 滋賀 「原理」の三原則の一である「父子一體」 の語も同様であって、 滋賀氏が引用

識 廣い親族關係を同氣と認識することが當時評價されていたことを示している。明清期に盛行した宗族全體を同氣とする認 も從兄弟や三從兄弟、 であろう。 が、その二者間に限定して焦點が當てられるわけではないため、同氣の語がもつ同質同類のイメージと齟齬しなかったの か、「共氣」という表現でも同樣の用例が一例ある。この場合、父子という尊卑關係を當然のことながら含むことになる。 このように「父子同氣」という表現が避けられる一方で、父子兄弟など父系の家族全體を同氣とする用例が の淵源はこの時期まで遡ることができよう。 また同時期に同氣を專ら兄弟に限定し從兄弟以上の關係に廣げない用例も二例みられるが、この二例はいずれ(8) 四從兄弟をまるで同氣のように待遇したという內容であり、兄弟同氣認識の確立の上にたってより

49

考えられる。本件については今後より廣い史料探索に基づく分析が必要であろう。 られたのも政治の表舞臺に女性が立ったことでは中國史上特筆すべき時代であったからこそ偶然多く正史上に殘ったとも 『魏書』の用例は公主の死亡事件が偶發的に起こったことによって史料に残ったものであり、また、唐代で多く用例がみ斷定することはできない。今囘は調査範圍を正史に限定したため、政治に關係すると史料が残りやすいという偏向がある。 るほか、その他四例は唐代の用例である。ただしこのことをもってむすめを同氣と見なす觀念を北朝に始まるものとまで むすこだけでなくむすめも同氣とみなされていたことの明證である。本時期にみられる五例のうち一例が なお、 兄弟同氣に關係して、姉弟・兄妹を同氣とする用例が五例みられることについて附言しておく。これらの用例は、 『魏書』に見え

ないことが確認できた。 本節での檢討の結果、 たしかに兄弟同氣は滋賀「原理」の三原則の一ではある。 魏晉南北朝隋唐期において兄弟を同氣とする用法は確立したが、 しかし滋賀 「原理」において兄弟同氣 父子同氣は成立しては

概念たる氣の概念で裏打ちされた確固たるものではなかったということである。この點については章を改めてさらに論じ かったことを意味しているわけではないと考える。ただしそういった感覺があったにしても、 用法が成立していなかったということは、その當時において父系によって血筋が引き繼がれていくという感覺自體がな ことを以て、本時期が滋賀「原理」の成立へ向かうプロセス上にあったとみなすことはできない。ただし父子同氣とい とは父子同氣であるからこそ導かれるものであった。父子同氣が成立していない以上、兄弟を同氣とする用例 それは中國思想上の最重要

# 三 同氣と祭祀の思想史と朱子學

前章までは、同氣と表現された家族成員は誰かという視點から檢討を行ってきた。財産繼承や祖先祭祀の問

題に關

わる

たい。

説明ができるものなのであるが、それはいったいどのような思想史的展開のなかで誰によってどのように語られ始めるこ 理」でいわれる〝父祖と子孫は同氣であるから祭り祭られる關係である〟という内容は上記のような思考法によってこそ 祖先の靈魂 法それ自體が、いまだ成立していない段階だからである。氣と祖先祭祀とを關聯させるとは、具體的にいえば祭祀を行う 想史的な文脈上當然の現象と考える。なぜなら、唐代以前の思想史においては、氣と祖先祭祀とを關聯させるという思考 に用例を採ったという史料の偏りによるのかもしれないが、少なくとも祖先祭祀に關して同氣の語が登場しないのは、 同氣槪念について檢討したいところであるが、そういった用例はこれまでの諸例には存在しなかった。それは正史を中心 (鬼神) を氣とみなし、子孫による祭祀に鬼神が感應することを氣で説明するということである。 思 50

道家や雜家の文獻であった。これらの諸書には、天地の閒を周流し、萬物を形づくりかつそれに生命や活力を與えるエネ 氣という概念が思想史の表舞臺に登場したのは、<sup>(4)</sup> 莊子 『呂氏春秋』 『淮南子』 とい った戦國期から 漢初期 に成立した

とになるのだろうか。

思想史を振り返ってみよう。

胎を借りた所生父母との同氣關係ではない。 (43) とされていることは、 母の祭祀が重視されるようになった。死者の再生昇仙が冥界における新たな優れた氣を獲得することによって果たされる ただし、 るものであり、 あくまでも道であり神であり氣」とされた。つまり神(=道・氣)こそが自らに生命と靈照(道性)を授けた「始生父母」 いて道教では神々と宇宙や人閒など萬物の生成を一元的に說明する教理の體系化が進み、「人閒の生の由って來る根源は 「眞父母」である一方、實の父母とは實は胎を借りただけの假の父母「所生父母」「受胎父母」と位置づけられたのである。 いっぽう、 世俗道德として父母への孝養が重視される社會的背景から、死後における再生昇仙や祖先の救濟が强調され、父 六朝隋唐期に流行した佛教や道教に目を轉じてみよう。 氣の思想とは本來的に無關係である。では道敎ではどうか。以下麥谷邦夫氏によれば、(智) 氣の思想上興味深いことであるが、 しかし新たな氣の獲得を可能にするのは神と誦經の力であり、 佛教では萬物の生成と存在は因緣によって說明され 六朝~隋唐期にお

51

というような考え方は、 著しく遠かった。 魏晉南北朝~隋唐期においては、 つまり滋賀「原理」でいわれているような、「父子閒が同氣であるから祭祀し祭祀される關係にある」 思想史的な文脈でいえば唐代以前は存在し得ないのである 儒道佛のいずれにおいても、 祖先の祭祀を氣との關係で說くという發想からは

萬物の生成や靈魂が氣で語られはじめるようになった。「理學開山」

周敦頤は萬物

51

かし宋代新儒學の誕生とともに、

ていない。ただし、程頤が墓の造營法について記した「葬說」には、父祖と子孫の同氣による感應を說く一節が殘されて 述べるものの、程頤の專らの關心は氣ではなく理にあり、祭祀の感應も氣ではなく理で說明し、(45) させて說くには至っていない。またのちに朱熹に最も大きな影響を與えることになった程頤も、 載は鬼神を陰陽二氣の良能、 の生成を『易』 繋辭傳に基づいて說き、張載に至って萬物の存在と生滅を氣の集散によって說く氣の思想が確立した。張 氣の屈伸として說いた。しかし彼自身禮學への造詣は深かったものの、 氣の働きとしては説明し 鬼神を「造化の跡」とは 鬼神祭祀と氣を關係

しすぎだ。 墓についてうらなうのは、その地の良し惡しをうらなうのであり、風水師が禍福をいうのとは違う。 うのも、また理なのである。土地の方角や埋葬の日程を決めるのにまよっている人がいるが、くだらないことを氣に 態になる。ではどのような地を良いというのかといえば、土の色が光り潤い、草木が繁茂するというのがそのしるし である。父祖子孫は同氣であるから、あちらが安んじればこちらが安んじ、あちらが危うければこちらも危ういとい ならば、神靈は安んじ、子孫は盛んになる。根を培養すれば枝葉が茂るのは、理の當然である。地が惡ければ逆の事 地がよいところ 52

に儒教の教説の範疇としての鬼神論祭祀論までには到達していない。 表面的には風水を批判してはいるものの、基本的な發想は風水に基づくといわざるを得ない內容であり、そしてそれゆえ の文言は、 新儒學の教說において、死後の祖先と子孫が同氣によって感應することを述べる初出の例である。ただし

良佐は鬼神がなぜ祭祀を享けられるのか弟子から尋ねられてこのように答える 頭のこの同氣感應說を、 儒教的な祭祀の枠組みのなかで説いたのが、程頤の高弟である謝良佐 (上蔡) であった。 謝

神は虚空にひろがり充滿していて、目に觸れるものが皆これであるのは、鬼神というものが天地の閒の妙用であるか (鬼神の祭祀への感應は) 自らが有ることを求めれば有るし、 自分が無いことを求めれば無いというようなものだ。 鬼

祖先のたましいとは自らのたましいのことなのである (「祖考精神、 便ち是れ自家精神」)。

のちに朱熹はこの謝良佐の「祖考精神、 便是自家精神」の語を繰り返し引用し、 父子同氣にもとづく祭祀の感應を說く

朱子學の鬼神祭祀說のほぼ唯

一の根據となった。

朱熹の鬼神祭祀論にほかならない。ここでは した。すなわち、 祖先と子孫は同氣であるから祭祀し祭祀される關係にある、 死者のたましい (=鬼神)を氣ととらえ、祖先の鬼神が子孫の祭祀に感應することを同氣によって說明 『朱子語類』にみえる、萬物の生成存在から人の生死と靈魂、 という滋賀「原理」の父子同氣說は、 そして祖先祭

祀までを包括的に論じた囘答例をとりあえず一つあげておく。 あり、 があれば必ず終わりがあるということだ。聚散するのは氣だ。理はただ氣の上にのっかっていて、そもそも凝結して 魄は地に歸って、そして死ぬ。人がいよいよ死ぬというときには熱氣が上に上がるが、これがいわゆる魂が升る、で が聚まったからである。人は多くの氣を有しているので、それが盡きる時が必ずある。盡きれば魂氣は天に歸 0 0 天の道理がおおいにいきわたり、萬物を發育させる。理があってのちに氣がある。 しまうわけではないので、 極的には理が主なのだ。人は理を得て生まれる。氣の淸いものが氣となり、濁ったものは質となる。 )作用、 て知ることはできない。 ては聚散で説明することはできない。そして人が死ねば氣は最終的には散ってしまうが、 つのものになるということはない。ただ人の立場からしてまさにそうあるべきというのが理なのであって、 神」といっているが、ここで神といっているのは、氣質をつかさどっていることからだ。人が生まれるのは清い氣 下半身がだんだん冷たくなっていくのは、いわゆる魄が降る、である。これは生があれば必ず死があり、 形體は陰の作用である。氣を魂といい、體を魄という。高誘は『淮南子』に注釋して「魂は陽の神、 祭祀に感應して格る、 しかし祭祀をささげる者がその子孫である以上、 という理があるのだ。 先祖の世代の遠い者については氣の有無につ つまりは一氣なのであり、 兩者同時にあるとはいっても、 しかし一擧に散り盡きて 知覺や運動は陽 だから祭祀に 魄は陰 始め 形 究

53

また朱熹の高弟・陳淳は、 次のように簡明的確に朱熹の鬼神祭祀說を説明している。

なかには互いをつなぐ囘路があって、關係が非常に親しい。謝上蔡は次のように言った ――「祖考の精神は便ち是れ 人と天地萬物は、 みな天地の閒にある公共の一箇の氣からできている。子孫と祖宗もまた公共の一氣なのであるが、

自家の精神」と。だから子孫が自らの誠意と敬意を極め盡くすことができれば、己のたましいは集中し、そして祖宗

のたましいもまた集まり、やってくるのだ。

合的に說明できたことになる。朱熹らは父子同氣という言葉こそ使っていないものの、滋賀氏の述べたような同氣と祭祀 このように説明されてはじめて、祖先と子孫が同氣だからこそ祖先のたましいは祭祀に感應できるということが

の關係性は朱熹によってはじめて誕生したのである。もちろん祭祀は子孫がするものだという認識そのものについては、

れらがなぜなのかについて「氣」のレベルから説明し、哲學的な裏附けを與えることができたのは朱熹がはじめてだとい 「春秋左氏傳』「神は非類を歆けず、民は非族を祀らず」(僖公十年)を引用するまでもなくあったと思われる。しかし、そ 54

さらに朱熹には、氣による祭祀の感應と家産の繼承を重ね合わせた發言すらある。

ず通じ合うことができないからだ。 天地の間に存在するのも、理と氣とが集まったからなのだ。天子は天地を統括し、天地の全ての事に責任を負ってい つまり自分のたましいだということでよいでしょうか。(朱熹は)答えた。祖先だって公共の氣だ。我々のこの身が (弟子が) 質問した。いにしえの聖賢のいうところの氣とは天地閒の公共の氣のことです。 って自分とは關 天地と關わりあい、その心は天地と相通じている。氣が目に見えずとらえどころが無いものだからと 「係ないと言うことはできない。諸侯が天地を祭るべきでないのは、 ……各家の子孫たるもの祖先から受け繼いだ多くの家産について經營の責務を (諸侯は しかし祖先のたましいは 天地と關係を持ちえ

秋には陽氣の後退とともに鬼神も退くので、その時期に祭りを行うのである。 擔っているのだから、その心は祖先の心と通じ合っている。……春になれば陽氣の到來とともに鬼神がやってきて、

考えていたのか、 系や姻族の場合と同様に、 のいう祖先と子孫との同氣關係にもとづく祭祀とは、父系に限られ母系や姻族を全く排除するものであったのか、 てきた。しかしその反面、 祖先の魂氣も消滅することとなり、祖先を祭祀する仕組みが說明できず破綻する、という問題に集中して研究が蓄積され 究においてしばしば引用され良く知られているものである。ただし、從來は、人の死を氣の擴散と消滅としてとらえると 朱子學の鬼神祭祀論については中國哲學研究の分野において多くの研究蓄積があり、 檢討することとしたい。 むすめと生家の親族の閒には祭祀し祭祀される關係がないとされてきたが、朱熹はどのように 祭祀を行う側の子孫については特段の關心は拂われてこなかった。そこで次章において、朱熹 本稿で引用した朱熹の語も先行研 また母

# 四、朱熹の祭祀論における女性

### (一) 母系および姻族の祭祀

感應しないとは言ってはいない。 は當然祭祀對象外である。 織制度の規定がある。朱熹は宗法を根幹原理とした冠婚葬祭の四禮のマニュアル [禮記] 大傳や祭法などには所謂宗法の規定があり、父-嫡長子-嫡長孫という父系の嫡長子繼承を基盤とする祭祀組 しかし、 朱熹は、こういった祭祀對象外の鬼神を祭祀した場合であっても、その鬼神は祭祀に 『家禮』を定めており、 母系親族や姻族

てきます。 汪徳輔が質問した。「、祖考の精神便ち是れ自家の もし傍系の親族や子を祭るというのであっても、 精 神 であるので、 やはり同じ氣ですので、 類推できるでしょう。 (のたましい が やっ

いうだけだ。そもそも一箇の源から流れ出てきたものであり、當初はそれぞれ違いは無かった。天地山川鬼神もそう るだけで、氣ではないということでしょうか。」(朱熹)曰く「祭られている者はそのたましいがみな感じて通じると 親族を祭るというケースでは、そのたましいは父系親族のたましいではありません。このケースでは、心で感じてい

應すると説明している點である。(5) については批判していない、という點である。そして第二に、朱熹は母系親族のたましいであっても、祭祀すれば氣で感 前提で祭祀時の祖靈の感應について質問しているということであり、かつ朱熹もまた母系親族を祭るということそれ自體 など本來祭祀對象でない親族を祭ることも普通にあり、かつそれは別段指彈されることではないという前提があり、 この對話が興味深いのは、まず第一に、 質問者には、 父系の親族を祭るのが正統であると認識しつつも、 妻や母系親族

實のところ、氣の概念では、理論上、母系親族の祭祀を否定・排除することはできない。それは、氣という概念に直接

56

孫によって繼承されるものとされたのであるが、とはいえ母系の祖先についての祭祀を一切無意味化する程の位置づけを 明できなくなる。父系親族關係はより直接的な感應が期待・想定される濃密な關係であり、だからこそ祖先祭祀は父系子 ければ鬼神は祭祀に全く感應しないのだといってしまえば、祖先祭祀以外のすべての祭祀 るからこそ、 うの如何によって萬物が萬物であるその差異の根據でもある。統合と差異化という兩者のベクトルを同時に持つ概念であ 由來するものである。氣とは宇宙の萬物を構成する要素であり、萬物の一體性の根據となるとともに、その凝集のありよ 一方的な否定排除の理屈を構成することはできないのである。この場合、父系親族の鬼神を祭祀するのでな --- 天地山川など·

出嫁したむすめが婚家先で實父母を祭ったり、母方の祖先を祭ることは批判されるようなことではなかったと思われる。 朱熹の父系親族重視の程度は當時においてはおそらく特筆すべき内容だったと思われる。そもそも宋代當時 與えることは理論上できないのである。

例えば程頤が書いた實母の傳記「上谷郡君家傳」は次のような逸話とともに締めくくられる。

日前、 寧で死歿。享年四十九。始め夀安縣君に封ぜられ、上谷郡君を追封された。『ハジ てほしい。來年はもうお祀りできない。」夫人は景徳元年甲辰十月十三日太原で出生、 かってしまった。北に歸ることになったが、その道中で病が急變した。醫者を呼んで脈をみてもらったところ、醫者 父が廣東に地方官として赴任した際に母はついてゆき、そこでたまたま夜露にあたったことで、ついにマラリアにか 「治ります」と言った。しかし母は二人の子(程顥程頤)に言った。「それはうそをついているのよ」。亡くなる一 程頤に命じて言った。「今日は百五(=寒食)だから、私にかわって父と母(=程頤の母の實の父母)をお祀りし 皇祐四年壬辰二月二十八日江

祀を行い、また出嫁したむすめが實父母を祭ることを稱揚していたのは甚だ興味深い。また程頤の周邊では、 あるが、殘念ながらその祭祀の詳細を知るすべはない。しかし、程頤のような理に嚴しい思想傾向の人物が母系親族の祭 て、 程頤は外祖父母の祭祀をしたに違いない。程頤が外祖父母の祭祀をどのような形式で行ったのか、興味深いところで(88) 出嫁したむすめが實家の父母を祭ることは襃め稱えられることだったのである。そして死の床にある母の依頼をうけ ·れは母の顯彰を目的とする文章であり、この逸話は母が如何に親孝行だったかを傳えるために盛り込まれたに相違な 當時、

57

頤がいった。それはだめだ。夫の家に嫁いだのだから、舅姑につかえるのが大事なのであって、私的な感情を增長さ 門人が質問した。嫁に行ったむすめが、實の父母が亡くなった場合に三年の喪に服すということは、できますか。 原理がさほど徹底していなかったように見える。それは門人との次の問答からもうかがえる。

またこのようなあまりに基本的な事柄についての問答が、傳える價値のある問答として『程氏遺書』に採錄されたという ないという父系家族制からすれ ば當然の認識が、 程頤の弟子になるようなレベルの人ですら認識出來てい

むすめは一旦嫁せば夫の父母こそが自らの父母で、實父母は相對的に疎遠にしなければなら

の問答が興味深いのは、

の對象外であるということについては、先掲の汪徳輔をはじめみなが認識していた。そして父系親族祭祀という前 ことである。もし父系制が强固に確立していたのであれば、このようなことはあり得ない。 時は南宋に下り、朱熹の門人たちの場合は、父系の親族を祭祀することが正統であり、母系親族や姻族は基本的に祭祀

立ったうえで、父系以外の親族を祭らざるを得ない現實にどう對應すべきかを、朱熹に質問している。

便)。 墓にいれるのはどうでしょうか。」朱子「それでも良い。」「位牌を妻の實家においたとしても、妻の實家は經濟的に ことだ。 しい、明白はもうお祀りできない」と。これもまた母の實家の祖先を祭っている例だ。しかし經書には載っていない 堯卿が質問した。「妻の實母をわが家にひきとって生活の面倒をみているのですが、亡くなった後、 北方ではそういうふうな習慣がある。上谷郡君は伊川先生にこういった。「今日は私にかわって父母を祭ってほ い狀況にありますので、我が家の別室で祭りたいのですが、どうでしょうか。」「それは都合がよくないな(不 當人の實父母

りがなくなり實家に戻った高齢のおばの祭祀をめぐる議論である。 い事態というのは、母族や姻族に限らず、父系親族閒でも起こることである。次の事例は出嫁したものの、夫族內に身寄 など、祭らざるを得ない事情があることを理解し、祭祀することを認めていた。本來祭祀對象でない者を祭らざるを得な に止まり、「不可」とは言っていないことである。朱熹は本來祭祀對象ではない親族についても、後繼の子孫がない場合 いることで注目されるが、そのこととともにここで着目したいのは、母系祖先を祭ることについて朱熹が「不便」という 妻の死後その夫と合葬せず生家の墓に入れることについて、朱熹が良いといっているのは、滋賀「原理」とは相反して

年老いておりますが、亡くなった後には兄弟やおいを除くと主祭してくれるものはいません。 くれる者がいるかどうかはわかりませんが、祭祀してもらえなくなるのではかわいそうです。」 (葉味道) 「今、 わたしにはおばがいるのですが、その夫の家はなくなってしまい、實家に歸ってきています。すでに 耐祭という形で祭って

隣の人々が他人を祭るということは決してないのだから、この場合は適宜別室に祭るということで良い。 (®) (祭祀する者のいなくなった家の者の祭祀は、近隣の人々がするという)古の法はすでにすたれてしまっており、 近

族が祭祀すべき對象ではない。しかし朱熹はやむを得ないとしてその祭祀を認めている。 このおばなる人物はすでに嫁した以上、婚ぎ先の夫の一族の一員で、夫族において祭られるべき存在であり、

後嗣として立てた者に祭祀をさせることが、當時の現實としてなかなかに困難であったことを傳えている。 立てるという解決策が最も望まれる解決策である。しかし、朱熹の次の手紙は、たとえそのような方法をとったとしても、 祭祀をしてくれる子孫がない場合、父系(旣婚女性の場合は夫方)の一族のなかから養子をとる、 あるいは嗣子を

にあるので、このことに思いが至らなかったのでしょう。 とめなかったりすれば、 士の場合このようにするには力が足りなかったり、あるいは後を立てたとしても後嗣になった者が祭祀のことを氣に に祖先祭祀をすべき時に祭祀を行わせるようにさせれば、みたまを長くやすらがせることができます。ただし貧賤 期的展望に缺けています。その(母系一族の)親戚を訪問し(て相談され)、外祖父母に對して後嗣を立て、この後嗣 もその成り行きとして子々孫々に繼承されるということにはならないので、(外祖父母を祭祀するという)配慮は、長 慮だといえましょう。 宋さんは、母方の祖父母に子孫がおられないので、祖先祭祀の日には祭祀を行っておられますが、それは手厚いご配 う點からもわかりやすいことです。 おこたるようなことはしないはずです。(後嗣を置くのが良いということは)道理という點からも明らかだし、 ポストをいただいて俸祿をもらえるようにすれば、この後嗣となった人も、必ずや宋さんの厚誼に感激して、 力がないわけではないのですから、後嗣を立てて、田畑も少しあげて家も建てて住まわせ、また皇帝に上奏して官僚 しかし父系一族でない者を祭祀することは、道義という點からは不安がありますし、 祖靈に思いを專一にして祭祀をするということは出來ません。宋さんのような人であれば 私が思うに、宋さんは自分でお祭りして、 もし後嗣を置くようにすれば、 母方の先祖を忘れまいとする思い 後嗣になったものに祭祀を 利害とい

59

遠の念から行われるものだったとすれば、母系祖先の祭祀を批判するのも困難だった筈である。 できることではなかったということである。祭祀の實踐が習慣となっておらず、個々人の祖先に對するひときわ手厚い追 による祭祀の繼承を尊ぶ朱熹らしい提案である。しかしそれは經濟的に餘裕があり、官界でもステイタスを持つ宋氏に對 してであったからこそ、勸められたことであった。後嗣となった者に恩義を感じて貰い祭祀を續けて貰うために、 朱熹は宋氏に對し自ら母系祖先を祭祀するのではなく、嗣子を立ててその者に祭祀させるよう勸めている。これは父系 および官僚としてのポストまで提供することを發案しているということは、 主らせ、自分も行って、とくに祭祀に必要な金錢的援助をするということで、どうしてそれでだめなのでしょうか。 祖先祭祀の實踐は當然のこととして期待 田畑と

以上、祖先祭祀對象者についての朱熹の考え方をまとめると以下のようになる。

祖先祭祀は父系子孫閒で繼承されるべきものである。 母系親族や姻族は本來祭祀すべきではない

二、後繼の子孫がおらず祭祀が行われない者については、たとえ母系や姻族など本來祭祀對象外であったとしても祭祀

60

このような祭祀を行う場合は、本來祭祀對象外にあたることを示すために、父系祖先の位牌とは祭所を區別して別室で祭 してよい。死者が本來祭祀對象外の關係にある者であったとしても、祭祀すればそのたましいは祭祀に感應する。ただし、

後嗣となったものに祭祀を行わせるようにするのがよい 三、上記二のケースでも、 自身にもし財力があれば、後繼をもたない親族には後嗣を立て、 十分な金錢的援助を行って、

は全くしていない。「朱熹の思想の眞骨頂は、すべてを二項對立で捉え、その閒のバランスを絶妙に保ち續けたことに 無後という狀態になること自體を批判したり、 も十分配慮している。 總合すると、朱熹は、父系祭祀が原則であることは明確にしているが、しかしそれが出來ない現狀があることについて 朱熹はこういった問題を論じるさい、「不孝三有り、後無きをもって大となす」(『孟子』離婁)式な、 女子に後繼の男子を産むことの重要性を强調したりといったような論じ方

ある。

という事柄においてもその姿勢はやはり同様であった。後世の人々が「これが朱子學だ」と思っていることと、 朱熹は原理原則と現實の閒のバランスをとり續けた人だったのであり、父系祭祀原則とそれでは對應しえない現實の存在 あった」のであり、後世の人が想像するような原理原則に峻嚴な道學先生というような人物像は朱熹にはあてはまらない。(s)

### 一)むすめの祭祀

熹が考えていたこととは峻別されねばならない。

むすめが主祭して祖先祭祀を行うことを朱熹は認めていたという例もある。 除するのではなく、參加させることこそが禮だったのである。また、一家のなかに主祭者を務められる男性がいない場合、 にはむすめに祖先祭祀を學ばせ、參加させる規定もあった。張載はむすめを祖先祭祀に參加させて稱揚され、朱熹 (67) 成のマニュアルにおいても、未婚で死去したむすめを墓地に葬るのは當然の前提になっていた。また、そもそも『禮記』 や朱熹のような原理にやかましい筈の道學者でさえ、未婚のむすめを自家の墓地に埋葬していたし、程頤の記した墓地造 滋賀「原理」では、 未婚のままに死んだ場合は實家の墳墓に葬られることはないとされた。しかし、別稿ですでに述べたように、 むすめが祖先祭祀で果たす具體的な役割や着る服裝についての規定もある。未婚のむすめは祖先の祭りから排 女性は嫁に行って夫と一體となるべき存在であり、未婚のむすめは生家における財産權・祭祀權 が

61

である。 れる。そもそも さらに『家禮』では、未婚で死去したむすめについても、位牌をつくり、 具體的には、それらの死者の位牌を昭穆が同じ二世代上の祖先の位牌の隣りにおいて、 「家禮」 には、後を繼ぐ者が無い死者や、 未成年死亡者を祀るための規定があった。「祔」という祭祀法 生家の祠堂で祀るとされていたことも讀み取 あわせ祭るという方法で

伯叔祖父母の位牌は、 高祖の位牌の脇においてあわせ祭る (=耐す)。伯叔父母は曾祖に祔す。妻もしくは兄弟、

生きている閒は行う。これらの規定は(禮經には記されてはいないが)、皆、禮の義にもとづいて定めたものである。 での死者) 之妻については、 は行う。 先の位牌や櫝と同じように並べる。「姪」の父が自ら祀堂を立てた場合は、そちらの祠堂に位牌を遷す。 中殤 の祭りは、 (八歳未滿の死者)は祭祀しない。下殤 (十二歳から十五歳までの死者) 祖に祔す。「子姪」は父に祔す。位牌はすべて西向きに置く。 死者の兄弟の子が生きている閒は行う。成人で亡くなり後嗣ぎが無い者の祭りは、 の祭りは、死者の兄弟が生きている間は行う。長殤 (八歳から十一歳までの死者) の祭りは、 位牌と位牌が入る櫝は正規に祭る祖 死者の父母が生きてい (十六歳から十九歳ま ○程子曰く、 兄弟の孫が

書かれた具體的な儀禮の手順を見る限り、夭折したむすめについても位牌があり、祭祀の際には祔祭されていることが明 史料では未成年死亡者は「子姪」「姪」と表現されているので男性のみしか祔祭されないようにも讀めるが、「通禮」部に 男性については八歳以上は埋葬どころか、位牌祭祀さえすると考えていたことは明白である。では女性はどうか。 上記 62

未成年死亡者については男女問わず祖墳に葬られないとされたが、

程頤も朱熹も少なくとも

滋賀「原理」においては、

らかにうかがえる。

者について酒をつぎ供える。主婦がのぼり、 とり、 代の位牌をそれぞれ出していく。作法は同じようにする。……主人は階段を升り、笏を大帶にさしはさみ、 牌を同じように櫝から出していく。長子長婦あるいは長女に命じ、手を洗い、拭き、 主婦は手を洗い、 主人は手を洗い、 まず直系の祖先の位牌、 長婦あるいは長女に命じて同じようにする。 拭き、 拭き、 階段を上り、 階段を上り、 次に耐祭の位牌に對し、 女性の祖先の位牌を男性の祖先の位牌の東の位置に置く。次に祔祭している位 笏を大帶にさしはさみ、櫝をひらき、 茶筅を執り、執事者が湯瓶を執って從い、茶を入れて供える。 酒をつぎ供える。次に長子に命じて祔祭の位牌で世代の低 男性の祖先の位牌を出して櫝の前に置く。 階段を上り耐祭している下の世 作法は同 酒さしを

主人や主婦は、 それが正位 (直系の先祖) であれ、 耐位 (無後の死者) であれ、 自らの世代以上の死者の位牌につい ては、

四

、などやむをえない場合には母系などの祭祀をすることも朱熹は認めていた。

朱熹は父系祭祀が正統であると認識していたが、むすめは生家において祭り祭られる關係にあると位置づけられて

ける禮の規定であった。 のまま踏襲されている。 明清期において朱熹『家禮』オリジナルテキストよりも普及したといわれる丘濬 なった主人のむすめや孫むすめの位牌が作られ、祠堂のなかにおかれ、祭られる規定があったということは明らかである。 位牌ということである。そして長婦あるいは長女に掌らせているのは女性の位牌であるのだから、 女にさせるという規定になっていることがわかる。主人より世代が下の死者の位牌ということは、 櫝から出し、 酒や茶を供えるが、自らからみて「卑」、つまり世代が下の死者の位牌については、 未婚で亡くなったむすめについて、位牌をつくり、 自家の祠堂内で祭ることこそが、朱子學にお 『家禮儀節』においても、この規定はそ 長子と長婦あるいは長 つまり未婚のまま亡く 主人の子や孫の世代

### おわりに

以上述べてきたことをごく簡單にまとめると以下の通りである。

ず想起され、父については補足される形で父母子同氣と表現されていた。 先秦~漢代においては、父子同氣という概念は存在しなかった。同氣といった場合はどちらかといえば母子閒がま

しかし氣の概念上、母系など本來祭祀對象外の祖先祭祀を完全に否定排除することは理論上も不可能であった。 られることはなかった。また唐代以前においては祖先祭祀が氣と關係するという考え方自體が存在していなかった 三、宋代、朱熹に至ってはじめて、祖先と子孫が同氣であるからこそ祭祀し祭祀される關係になるという考え方が成立 氣の概念によって祖先の祭祀と靈魂の感應が說明されることになった。 魏晉南北朝隋唐期において、兄弟を同氣とする用法が確立するが、父子同氣という用法は避けられてほとんど用い 父系の祭祀繼承が正統であることも説かれた。 後繼がな

ていた」とみなすのは困難と思われる。 た女性抑壓の原理が、 的な論理」とされていたが、しかし道理を非常に重んじる思想傾向をもつ道學者の程頤や朱熹ですらも共有していなか(注) 朱子學での想定をはるかに越えていた。滋賀「原理」は「自然的に人々の意識のうちに刻まれていきいきと働いている法 おいてはじめて成立したものだったのである。しかし滋賀「原理」で示されているような祭祀權上のむすめの無權利は なかった。 滋賀氏のいう「父子同氣」に近い考え方は、「父子同氣」という語句こそ使っていないものの、宋代朱子學に 滋賀「原理」を支える父子同氣という概念は、 一般社會において、二千年以上にも亙って「自然的に人々の意識のうちに刻まれていきいきと働 滋賀氏のいうような漢から清まで一貫して存在する考え方では

ことであろう。殘された課題は遠大である。 史的に、 析概念として、 地域的に形成されていったものだということを念頭におき、「原理」形成の過程とその要因を明らかにしていく 滋賀 「原理」が有用な時代・地域・局面は確かにあると思われる。今後必要な作業は、 滋賀 「原理」が歴

一戦前に華北東北地域で行われた各種舊慣調査の結果がさししめしている實態と符合していたからであろう。

史料の分

64

が長く名著として讀み繼がれてきたのは、それが現在まで多く傳存している明清期の裁判關係史料

しかし滋賀「原理」

- 下、滋賀『家族法』と略記)。
  (1) 滋賀秀三『中國家族法の原理』創文社、一九六七年(以
- (2) 寺田浩明『中國法制史』、東京大學出版會、二〇一八年)。 第一章「人と家」。また大澤正昭氏は唐宋期の家族史・女 りまでもない。「家族法の原理」という視點を設定すると き、滋賀と異なる體系を提示するのはなかなかに困難であ き、滋賀と異なる體系を提示するのはなかなかに困難であ き、滋賀と異なる體系を提示するのはなかなかに困難であ という視點を設定すると き、滋賀と異なる體系を提示するのはなかなかに困難であ という視點を設定すると

5

- 面においては體制の一定の型が動くことがなかった」。 とらえるのは、その間に歴史的發展がなかったなどというをえるのは、その間に歴史的發展がなかったなどという ※賀『家族法』五頁「漢から清までを一つの時代として
- 4 とみなされており、 遊學一九一)』勉誠出版、二〇一五年、 史研究序説」小濱正子編著『ジェンダーの中國史(アジア ○○一年、同氏「異父同母という關係 下倉渉「漢代の母と子」『東北大學東洋史論集』八、二 たと論じる。また仁井田陞 『支那古代家族制度研究』(岩波書店、 先秦時代においては、 母の生族 (母族) 嫁女の子は父の生族(父族) からもその族員とみなされて 出嫁した女性も生族の同宗人 『支那身分法史』(東方文化 所收。 —— 中國父系社會 一九四〇年 なお、 加藤

65

- て「母の原理」と定義される。 
  でいたことが明らかにされ、當該時期特有の親族觀念としていたことが明らかにされ、當該時期特有の親族觀念としていたことが明らかにされ、當該時期係が當時重要視され一九九八年)では、母子關係・同母關係が當時重要視されていたこと述べられる。山田勝芳の同族と見る說が行われていた」と述べられる。山田勝芳の同族と見る説が行われていた」と述べられる。山田勝芳の同族と見る説が行われていた」と述べられる。
- (代表、日本大學文理學部・小濱正子)。 (代表、日本大學文理學部・小濱正子)。 (代表、日本大學文理學部百周年記念會館 主催、東洋文庫現代中日本大學文理學部百周年記念會館 主催、東洋文庫現代中日本大學文理學部百周年記念會館 主催、東洋文庫現代中日本大學文理學部百周年記念會館 主催、東洋文庫現代中日本大學文理學部(代表、日本大學文理學部・小濱正子)。
- ダー史研究入門』(京都大學學術出版會、二〇一八年)。 ア遊學一九一)』。小濱正子・下倉渉ほか編『中國ジェン(6) 註(4)前掲小濱正子編著『ジェンダーの中國史(アジ
- (7) 拙論「墓からみた傳統中國の家族――宋代道學者の作った墓」(『社會文化論集』一一號、二〇一五年)、拙文「むすめの墓・母の墓――墓からみた傳統中國の家族」(註(6)前掲『ジェンダーの中國史』所收)。拙論「傳統家族イデオロギーと朱子學」(註(6)前掲『中國ジェン家族イデオロギーと朱子學」(註(6)前掲『中國ジェン家族イデオロギーと朱子學」(註(6)前掲『中國ジェンダー史研究入門』所收)。
- のである。また註(5)のシンポジウムでの口頭報告「母學」においてごく端緒的に示したことを展開・實證したも(8) 本稿は、註(7)拙論「傳統家族イデオロギーと朱子

間を要したのはひとえに<br />
筆者の<br />
怠惰によるもので<br />
慚愧に堪 部を文章化したものである。構想から文章化までかくも時 するI・ジェンダー視點で再考する明清社會」での口頭報 宿二〇一九シンポジウム「明清史研究をジェンダー主流化 0 |」を再考する」および二○一三年度東洋史研究會大會報 「中國家族法の原理再考 「朱熹の祖先祭祀論とその位置について」、 り・ 會場にて様々にご教示下さった先生方に心より咸 祖先祭祀論から「中國家族 ― 思想史の見地から」の一 明清史夏合 法の原

12

9 滋賀 『家族法』三五頁~三六頁

謝申し上げたい。

- 10 滋賀 『家族法』 一一三頁
- 11 悍矣。 文獻においては、 頁)と述べるが、 息我以死。故善吾生者、 化生。」『莊子』大宗師「子來曰、 るものではあるまいか。 ついて「氣」という言葉は用いられない」(『家族法』三六 不和不生。」など、枚擧にいとまがない。滋賀氏は 凡人之生也、 「夫婦」といった語が好んで用いられてきたことに由來す 易 彼何罪焉。夫大塊載我以形、勞我以生、 繋辭下傳「天地絪縕、萬物化醇。男女構精、 陰陽於人、不翅於父母。彼近吾死而我不聽、 天出其生、 それは萬物の生成を論じる際、特に儒教 父母という言葉よりは「陰陽」 なお、 乃所以善吾死也。」『管子』 地出其形、合此以爲人。和乃生、 道教文獻では「父母」とい 父母於子、 東西南北、 佚我以老、 「男女 母に 我則 唯

- 九九一年、 |周易參同契における同類の思想」 (山田慶兒・田中淡編 周 [易參同契發揮]) 所收)參照。 續篇 という表現もみられる。 京都大學人文科學研究所、 村 上嘉
- える。また、この教訓中には「氣」の語やその概念が登場 背景や實際の機能なども見極める愼重さが必要であると考 も含みやすい。教訓を用いる場合にはそれが語られた社會 らこそ教訓となるという性格をあわせもち、かつ誇張表現 根據にあげる。 ている可能性を拂拭できない。 しておらず、この發想が氣の概念とは全く無關係に語られ れていなかったり、認識されていなかったりすることだか 清代の訓戒書中の一節 なお、滋賀氏は論據として父を種子、 しかしそもそも教訓とは、 (『訓俗遺規』卷三魏叔子日錄) を 母を畑に見立てた 現實では實踐さ 66
- 神也、 である。 文章は「神」とは何かをいう文章であることに留意すべき …」は一見、 たとえば 此百物之精也、 此利擇人氣爲神、 『禮記』 形と氣を別者とみているようであるが、この 神之著也」條孔疏「正義曰、一經申明 祭義「其氣發揚于上、 言人生賦形體、 與氣合共爲生 爲昭明、 煮蒿悽

13

- 14 則爲河嶽、上則爲日星。 清夷、含和吐明庭。」(『文山全集』 たとえば文天祥の正氣歌「天地有正氣、 於人曰浩然、 卷 沛乎塞蒼冥。 雜然賦流形。 下
- (2) 前揭寺田氏著書
- 15 16 「名公書判清明集 卷一三懲惡門、 叔誣告姪女身死不明

う表現が好んで用いられることから「父母の氣」「母の氣

ある。 つまり女性も家産分割で分與が得られるのが當然であると 娘の分をさらに得るということはできない、ということは 息娘の持參財をどのように扱うかの問題について「若以此 だという血緣觀を看取ることができる。なお、本裁判で、 罪可勝治哉。」兄の遺體であるめいを辱めた、ということ 之遺體、 娘爲又天佑之親生必不肯爲是、 寧を脅かされた息娘を哀れんで次のように述べる。「使息 なった。判語作者翁浩堂は天佑の行爲を指彈し、 張家を告訴したため、息娘の墓は暴かれ檢屍されることに あることや、 參財をわがものにしようとねらい、婚姻それ自體が不正で という表現があるので、「兄弟三人」の內實は姉弟妹であ いう觀念をうかがうことができる。さきのむすめを父の潰 ることがわかる。本件は、息娘の父の兄天佑が、 どする表現とあわせて興味深い事例である。 復還璩氏、 嫁與姨元三娘之子張崇仁。」また後段には「息娘弟妹 むすめは父の遺體、 すでに弟妹の財産分けは終わっているので、 息娘乃天敘之女、 以快其一身之私憾、 兄弟三人、息娘居長、得乃祖璩堯祖撥一分田爲粧 息娘の死に不審な點があることなどをあげて 則息娘弟妹、各有己分、不得再得此分。」と つまりむすめは父の體を繼ぐ存在 天敘乃天佑之兄。 骨肉恩義、至此殆絕。 今是其姪女也、 息娘父死、 甘辱其親兄 息娘の持 死後の安 姉の息 天佑之

流れる大地 ――』農文協、二〇〇六年。 同樣の説明を行っている。『風水という環境學 ―― 氣の(17) 上田信氏もむすことむすめの氣の違いについて寺田氏と

- (18) 滋賀『家族法』三五頁
- 卷一六七、刑法五、雜議下にほぼ同じ記載がある。(19)『宋書』卷五五傅隆傳、『南史』卷一五傅隆傳、

通

20

0 理固然也。從之。」なお、最後の一文に登場する「孫祖 不從。載從而稱不行、豈名敎所許。 里外耳。令亦云、凡流徙者、同籍親近欲相隨者、聽之。此 父母、徙之二千里外。不施父子孫祖明矣。趙當避王朞功千 則石碏、 向使石厚之子、日磾之孫、 將父子孫祖、互相殘戮、懼非先王明罰、咎繇立法之本旨也 創巨痛深、 卽載之於趙、 里外。隆議之曰、原夫禮律之興、蓋本之自然、 趙雖內愧終身、稱當沉痛沒齒、孫祖之義、 又大通情體、因親以教愛者也。 非從天墮、 王死亡。遇赦、王有父母及息男稱、 字で祖母が表現されていることに注意したい 本用例「父子至親、 予實は、祖父―孫ではなく、 程侯何得流名百代、 卷五五傅隆傳 固無讎祖之義。若稱可以殺趙、 非從地出也。 雖云三世、 分形同氣」を「父子は至親で分形同 爲體猶一、未有能分之者也。 父子至親、 「時會稽剡縣民黃初妻趙打息載 砥鋒挺鍔、不與二祖同戴天日、 以爲美談者哉。舊令云、 祖母一孫であり、 趙旣流移、 如此、 息女葉、 分形同氣、 自不得永絕、事 載爲人子、 趙當何以處載 稱趙竟不可分。 依法徙趙二千 稱之於載 求之情理 祖という

67

盾なく文意が通じる。なお、母子を至親と表現する用例は、讀み、至親を女性を含む最も近しい肉親と解釋すれば、矛文脈と齟齬が生じる。しかし「父子と至親は分形同氣」と氣」と讀んだ場合、同氣關係が父子閒に限られてしまい、氣」と讀んだ場合、同氣關係が父子閒に限られてしまい、本用例「父子至親、分形同氣」を「父子は至親で分形同

21

- 孔疏、『毛詩』小雅・四牡「將母來母」毛傳など。小記「為父後者爲出母無服」孔疏・三年問「至親以期斷」後者、則爲出母無服」鄭注・「祖父母」賈疏、『禮記』喪服後者、則爲出母無服」鄭注・「祖父母」賈疏、『禮記』喪服
- 22 名纍變。 之僕妾也。以天下爲事、 而氣不相似矣。君臣之名、 父子一氣、子分父之身而爲身。 『明夷待訪錄』原臣 則吾在君爲路人。出而仕於君也、不以天下爲事、 久之無不通矣。不孝之子、 夫父子固不可變者也。」 「或曰、臣不與子並稱乎。曰、 則君之師友也。夫然、謂之臣、 從天下而有之者也。 分身而後、日遠日疏、 故孝子雖異身、 吾無天下之 而能日近其 則君 久之 也 其
- (23) 三浦國雄「氣質變化考」『日本中國學會報』四五號、一九九三年(のち『朱子と氣と身體』平凡社、一九九七年、 が、一十九八年(のち『中國思想研究 醫藥養生・科學思 がに ――」『日本中國學會創立五十年記念論文集』汲古書 で、一九九八年(のち『朱子と氣と身體』平凡社、一九九七年、 (23) 三浦國雄「氣質變化考」『日本中國學會報』四五號、一
- $\widehat{24}$ はまだ明確ではない。竹田健二「『國語』 周語における氣 ら存在していたという見通しを示している。ただし 介としての氣の思想が見られ、 中國研究集刊 おける自然觀と人閒觀の展開』 小野澤精一・福永光司・山井湧編 においても氣の離合集散と個物の生成・死滅との なお竹田健二氏は、 荒號、 一九八九年、 國語 氣の思想はより早い時期か 東京大學出版會、 周語には天人相關 同氏 『氣の思想-一氣の思想の成 一九七 中國 の媒

- 學部紀要』三二卷二號、一九九一年、參照。立 ――『國語』における氣を中心に ――」『新潟大學教室
- (25) ただし出土文獻については筆者の能力不足から調査する

26

- (27) この申喜の話は『淮南子』繆稱訓・說山訓にも載る。た中心に ――」、參照。 (23) 前掲坂出祥伸「「氣」の感應と修煉 ―― 同類相感を
- 心也。雖異處而相通、隱志相及、痛疾相救、憂思相感、生體而兩分、同氣而異息。若草莽之有華實也、若樹木之有根(28) 『呂氏春秋』精通「故父母之於子也、子之於父母也、一だし『淮南子』では同氣という表現は用いられていない。

68

骨肉之恩、豈可忽哉。豈可忽哉。」(2)『漢書』東平思王宇傳「閨門之內、母子之閒、同氣異息、

則相歡、死則相哀、此之謂骨肉之親。」

30 不呼其門、 父母於子、 終於哀戚。 人情而著其節、 『後漢書』 上自天子、 閔子雖要經服事、 同氣異息、 君使之非也、 陳忠傳「忠上疏曰、 制服二十五月、 下至庶人、 一體而分、 臣行之禮也。」 以赴公難 是以春秋臣有大喪 臣聞之孝經、 尊卑貴賤、其義一也。去 三年乃免於懷抱 退而致位 始於愛親 以究私 先聖緣 君三年

- (31) 『後漢書』東平憲王蒼傳「凡匹夫一介、尚不忘簞食之惠
- (32) 王充『論衡』感虚篇「傳書言、曾子之孝、與母同氣、體有疾病、精神輒感。」
- (33) 孝における母の重要性については下見隆雄『孝と母性のメカニズム ―― 中國女性史の視座』研文出版、一九九七年を參照。また、後世、二十四孝という形で纏められていて孝子説話における孝の對象が專ら母であることは從來指摘されてきた。二十四孝」から考える母子一體觀念と孝』研の思想 ――「二十四孝」から考える母子一體觀念と孝』研の思想 ――「二十四孝」から考える母子一體觀念と孝』研了出版、二〇〇二年。前川亨「身體感覺としての孝 ―― 丁十四孝と寶卷にみる孝の實踐形態」土屋昌明編『東アジー十四孝と寶卷にみる孝の實踐形態」土屋昌明編『東アジー十四孝と寶卷にみる孝の實践形態」土屋昌明編『東アジー十四孝と寶卷にみる孝の貴談形態」、二〇〇七年、第十四孝と寶卷にみる孝の貴談形態。
- 34 て重要とされる原則はあるものの、 源とする骨という父からの傳達物質こそ子孫の相傳にとっ 生而爲人」とある。渡邊欣雄氏は 二氣感合、 なお、風水の古典 しているという理解になる可能性がある。註 道教文獻を中心に用例をとれば父母子同氣の觀念が繼續 互相感召、 則精化爲骨、 『葬經』(傳郭璞撰)には「父母子孫 如受鬼福、 血化爲肉、 ……乾父之精、 『葬經』を論じ、 復藉神氣資乎其閒、遂 一方で親子同氣にもと 11 坤母之血

- 表2-1『三國志』陳思王植傳「求自試表」「誠與國分形類がな地平』風響社、二〇一三年)。 (信田敏宏・小池誠編『生をつなぐ家 ―― 親族研究の親族理論 ――『葬經』で知る中國と沖瀬たな地平』風響社、二〇一三年)。
- (35) 表2-1 『三國志』陳思王植傳「求自試表
- (36) 滋賀『家族法』。

37

肉袒、 同氣、 使人知有所耻矣。」また共氣という表現を用いた用例とし 若職任必要、不宜許者、慰勉留之。如此、足以敦厲凡薄 聖淸簡風俗、 之於子弟、惟其情至、豈與結盟相知者同年語其深淺哉。二 宋仲子以失舉桓譚、 性。」書云「孝乎、惟孝友于兄弟。」二經之旨、蓋明一體而 て『南史』卷一三衡陽文王義季傳に「夫天倫猶子、 體共氣、分憂均戚之理也。 之色。宴安榮位、遊從自若、車馬仍華、 之人、父兄繫獄、子弟無慘惕之容、子弟逃刑、父兄無愧恧 之厚恩也。至若有懼、懼應相連者、 表2-20『魏書』李彪傳「其六曰、孝經稱「父子之道天 親愛之道、人理斯同」がある。 詣闕請罪、子弟有坐、 可共而不可離者也。及其有罪、 孝慈是先。 **免冠而謝罪。然則子弟之於父兄、** 臣愚以爲父兄有犯、宜令子弟素服 昔秦伯以楚人圍江、 宜令父兄露板引咎、乞解所司 固自然之恒理也。 罪不相及者、 衣冠猶飾、寧是同 素服而 分形共 乃君上

69

氣焉。」および表2-39『舊唐書』劉君良傳「劉君良、瀛州表2-19『魏書』崔孝芬兄弟傳「撫從弟宣伯子朗、如同

38

饒陽人也。

兄弟雖至四從、

皆如同氣。」

- 39 知道的中國法律史』三聯書店、二〇〇八年(大原良通譯 。中國儒教社會に挑んだ女性たち』大修館書店、二〇〇九 本事件の詳細については李貞徳『公主之死――你所不
- 40 (24) 前揭小野澤精一·福永光司·山井湧編 中國における自然觀と人閒觀の展開』。 『氣の思
- 41 文學』五五、一九八五年、參照 増尾伸一郎「嘉摩三部作と道佛二教の父母恩重經」『上代 教と佛教の父母恩重經」『宗教研究』三九、一九六六年、 觀の展開 說く 『父母恩重經』がそれにあたる。 宗密『原人論』につ かあるいは影響を受けた場合かに概ね限定される。前者に いては鎌田茂雄「儒道の氣と佛教 ---ついては宗密『原人論』、後者については父母への孝養を 佛教文獻において氣が登場するのは、 (24) 前掲『氣の思想 —— 中國における自然觀と人閒 所收、『父母恩重經』については秋月觀暎「道 儒道を批判する際 宗密における氣
- 42 第一部第一章「道家・道教における氣」、第二部第三章 文化研究センター、一九九九年。 「道教における眞父母の槪念の孝」。同氏「道教教理思想の 道教と東アジア文化 以下、 心とは何か 同氏『六朝隋唐道教思想研究』岩波書店、二〇一八年 道教についての敍述は麥谷邦夫氏の研究に依據し ---道・氣・神三位一體說の意義 國際シンポジウム13』國際日本

48

43 『太上老君說報父母恩重經』は、 所生父母への孝養を説

- には言及がない反面、母子閒は同氣で一體の存在とみなさ き、 兩體無二。」と述べており、父子閒が同氣であるのか 「母子天親、 心性相感。分母百骸、 而爲兩身、 Щ
- 『正蒙』太和篇「鬼神者、二氣之良能也。」
- 45 44 『伊川易傳』卷二・周易上經下・謙 「鬼神謂造化之跡。」
- 46 此病服之卽應、 鬼神之理在彼、 前日已定之理、 理。以其有是理也、故以是問(一作心向)焉、其應也如響 若以私心及錯卦象而問之、便不應、蓋沒此理。今日之理與 理也。如處藥治病、亦只是一箇理。此藥治箇如何氣、有 箇理。蓍龜雖無情、 『程氏遺書』卷二下「卜筮之能應、 若理不契、 我以此理向之、故享也。不容有二三、只是 只是一箇理、 然所以爲卦、 則藥不應。」 故應也。至如祭祀之享亦同。 而卦有吉凶、莫非有此 祭祀之能享、亦只是 70
- 47 亦其理也。而拘忌者惑以擇地之方位、決日之吉凶、不亦泥 茂盛、乃其騐也。父祖子孫同氣、彼安則此安、彼危則此危 地之惡者則反是。然則曷謂地之美者、 其神靈安、其子孫盛、若培壅其根、而枝葉茂、理固然矣。 兆、卜其地之美惡也。非陰陽家所謂禍福者也。地之美者則 『河南程氏文集』卷一〇、 伊川先生文六、葬說「卜其宅 土色之光潤、 草木之
- れが朱熹 郭璞 『儒學から見た風水 『葬書』 遺體受蔭。」 『家禮』に繼承されていることについては、水口 葬者、 程頤の葬書にみられる風水説と、 乘生氣也。……人受體於父母、 宋から淸に至る言說史』風 本

青申更是目於青申。」 鬼神在虛空中辟塞滿、觸目皆是、爲他是天地閒妙用、祖老(4)) 『上蔡語錄』卷一「自家要有便有、自家要無便無始得。

52

一九九八年。

二〇一六年、

- 50 漸冷、 爲也。 子‧恩田裕正編『朱子語類譯注卷一~三』汲古書院、 類』の譯出にあたっては、溝口雄三・小島毅監修、 朱熹が「祖先と子孫は一氣であるから祭祀に感應する」旨 所以有感通之理。」この他にも、『朱子語類』 氣之有無不可知。然奉祭祀者旣是他子孫、 但人分上所合當然者便是理、 聚散者、 魄歸于地而死矣。人將死時、熱氣上出、 氣聚也。人只有許多氣、須有箇盡時、盡則魂氣歸於天、形 之清者爲氣、 後有氣。雖是一時都有、 の發言が繰り返し記載されている。なお本稿での『朱子語 『朱子語類』卷三、鬼神「天道流行、 所謂魄降也。此所以有生必有死、有始必有終也。 陰之神。所謂神者、 氣日魂、 然亦未便散盡、 氣也。若理、則只泊在氣上、初不是凝結自爲一物 濁者爲質。 體日魄。 畢竟以理爲主、人得之以有生。 故祭祀有感格之理。 知覺運動、陽之爲也、形體、 高誘淮南子注曰、 以其主乎形氣也。人所以生、 不可以聚散言也。然人死雖終 發育萬物、 所謂魂升也、下體 必竟只是一氣、 魂者、 の同卷には、 先祖世次遠者 陰之 而
- 謝上蔡曰、祖考精神便是自家精神、故子孫能極盡其誠敬。子孫與祖宗又是就公共一氣、中有箇脈絡、相關係尤爲親切(51) 『北溪字義』卷下「人與天地萬物皆是兩閒公共一箇氣、

- 藤仁『朱子學の基本用語 ―― 北溪字義譯解』研文出版、義』は朱子學の入門テキストとして後世廣く讀まれた。佐則己之精神便聚、而祖宗之精神亦聚、便自來格。」『北溪字
- 所謂 退、 行聖賢之道、 與天地不相關、便不能相通。聖賢道在萬世、 相通。不可道他是虛氣、與我不相干。如諸侯不當祭天地、 後來遂加詳密。」 天子統攝天地、負荷天地閒事、 天地閒公共之氣。若祖考精神、 人家子孫負荷祖宗許多基業、 祖考亦只是此公共之氣。此身在天地閒、便是理與氣凝聚底 『朱子語類』卷三、 故於是時而設祭。初閒聖人亦只是略爲禮以達吾之誠意 如釋奠列許多籩豆、 『春禘秋嘗』者、亦以春陽來則神亦來、 傳聖賢之心、 鬼神 . 設許多禮儀、 便是負荷這物事、 問、問、 此心便與祖考之心相通。 與天地相關、 則畢竟是自家精神否。 上古聖賢所謂氣者、 不成是無此姑謾爲之。 功在萬世。今 秋陽退則神亦 此氣便與他相 此心便與天地 71
- 慶兒 七年、 熹門人集團形成の研究』 友枝龍太郎 朱子學の新研究』 "朱子と氣と身體" 後藤俊瑞 『朱子の實踐哲學 哲學篇』 目黑書店、一九三 『朱子の自然學』岩波書店、 島田虔次『朱子學と陽明學』岩波書店、一九六七年 『朱子の思想形成』春秋社、一九六九年、山 』平凡社、一九九七年、市來津由彥 創文社、 創文社、 二〇〇四年など。 一九七八年、三浦國雄 二〇〇二年、 吾妻重二

53

54

- 集』五號、二〇〇九年。 活の挫折 ―― 丘濬『家禮儀節』を中心に」『社會文化論學』四三號、一九九八年、「明代における朱子學的宗法復
- 55 亦然也。 無不感通 豈於此但以心感之而不以氣乎。 家精神』、故齋戒祭祀、 氣、猶可推也。至於祭妻及外親、 『朱子語類』卷三、鬼神「汪德輔問。『祖考精神、 蓋本從一源中流出、 則祖考來格。 初無閒隔、 Ę 但所祭者、 則其精神非親之精神矣 若祭旁親及子、 雖天地山川鬼神 其精神魂魄 便是自 亦是
- (5) この姿勢は、異姓養子についても同様の立場が見られる。異姓養子が祭祀を行ったとしても祖靈は感應できない筈であるが、異姓養子であっても誠心を盡くせば良いとしていあるが、異姓養子であっても誠心を盡くせば良いとしている。『朱文公文集』卷五八、答徐居甫「(徐居甫)後世禮教不明、人家多以異姓爲後。寓所見郷里有一人家、兄弟二人、其兄早亡無後、遂立異姓爲後。寓所見郷里有一人家、兄弟二人、其兄早亡無後、遂立異姓爲後、後來弟却有子、及舉行祭禮、異姓子旣爲嫡主、與凡題主及祝版皆用其名。若論宗法、祭異姓子旣爲嫡主、與凡題主及祝版皆用其名。若論宗法、祭書姓子旣爲嫡主、與凡題主及祝版皆用其名。若論宗法、祭書於子主之、其他支子但得預其祭而已。今異姓爲後者、既惟宗子主之、其他支子但得預其祭而已。今異姓爲後者、既惟宗子主之、其他支子但得預其祭而已。今異姓爲後、此固今人之失、今亦難以追正。但預祭之時、盡吾孝敬之誠心可也。」
- 月十三日生於太原、皇祐四年壬辰二月二十八日終於江寧。百五、爲我祀父母、明年不復祀矣。夫人以景德元年甲辰十祀脉、曰可治。謂二子曰紿爾也。未終前一日、命頤曰今日官嶺外、偶迎凉露寢、遂中瘴癘。及北歸、道中疾革。召醫官嶺外、偶迎凉露寢」『程氏文集』卷一二「……從先公

57

朱熹も程頤は外祖父母の祭祀をしたと考えていた。註享年四十九。始封壽安縣君、追封上谷郡君。」

58

- (9) 程頤といえば、「餓死事極小、失節事極大」(『近思錄(61) の史料參照。
- (6)『程氏遺書』卷一八「問、女旣嫁而爲父母服三年、可乎。卷六、家道)の發言でも知られていよう。

曰、不可。旣歸夫家、事佗舅姑、安得伸己之私

- (61) 『朱子語類』卷九○ 禮七、祭「堯卿問。荊婦有所生母在 家閒養、百歲後、只歸祔於外氏之垒、如何。曰亦可。又問。 家閒養、百歲後、只歸祔於外氏之垒、如何。曰亦可。又問。 「宋子語類』卷九○ 禮七、祭「堯卿問。荊婦有所生母在
- 祀においては一對の位牌で祭られることが述べられている。三四頁)の根據として、夫妻は合葬されること、および祭 一行の 一次質 『家族法』第四章では、夫妻一體原則(一三三~一72
- (63) 『朱文公文集』卷五八、答葉味道「今賀有姑、其夫家亡、(63) 『朱文公文集』卷五八、答葉味道「今賀有姑、其夫死而反歸父母家。旣耆耄、他日捨兄弟姪之外、無爲主者。但不下以歸父母家。旣耆耄、他日捨兄弟姪之外、無爲主者。但不未真のいう古法とは、『禮記』雜記下「姑姊妹。其夫死而朱熹のいう古法とは、『禮記』雜記下「姑姊妹。其夫死亡、召歸父母家。旣耆耄、他日捨兄弟姪之外、無爲主者。但不反歸父母家。旣耆耄、惟石則里尹主之。」
- 勢不及其子孫、則爲慮亦未遠、曷若訪其族親、爲之置後、祭時祭之、此其意可謂厚矣。然非族之祀、於理旣未安、而(4) 『朱文公文集』卷三○ 答汪尙書「夫宋公以外祖無後而

して三年の喪に服し、

祖墳に葬り家廟に祭った。舅氏は戴

親奉嘗之以致吾不忘母家之意、 敢乏其祀矣。此於義理甚明、 居之、又奏授之官以祿之、則彼爲後者、必將感吾之誼而不 致一於所後、若宋公則其力非不足爲、 以爲此、或雖爲之、而彼爲後者無所顧於此、 使之以時奉祀之爲安便久長哉。但貧賤之士、 則其爲後者主其祭、而吾特往助其饋奠、 利害亦不難曉。 而其慮遂不及此耳。若果如 若爲之而割田築室以 竊意宋公特欲 則亦不能使之 則其力或不足 亦何爲而不

- 65 垣内景子『朱子學入門』ミネルヴァ書房、二〇一五年。
- 66 (7) 前揭諸拙論
- 67 籩豆菹醢、 「禮記」 織紅組紃、學女事。以共衣服。觀於祭祀、 內則「女子十年不出、姆教婉娩聽從。 禮相助奠。」 執麻枲、 納酒漿
- 68 註 (7) 前掲拙論「傳統家族イデオロギーと朱子學」。

正至朔望則參條注「凡言盛服者……女在室者冠

69

『家禮』

 $\widehat{70}$ 戴氏が亡くなった際、舅氏(質問者の母の兄)は戴氏に對 遷戴氏葬之他所、改外祖合葬外祖母之側、不是。除戴氏之 舅氏爲之服三年喪、且合葬祖塋、 司姓、外祖早世、外曾祖復子一戴姓者、戴死無子、只一女。 父)が早く亡くなったことから、異姓の戴氏を養子とした。 『朱文公文集』卷六二、答李敬子燔余國秀宋傑「燔外家 使其女主之、 (質問者の外曾祖父) 量分產業、使之備禮事。」本事例では、 はそのむすこ(質問者の外祖 祀之家廟。屢稟之舅氏、

> 戴氏にはむすこがないのでむすめに祭祀をさせて祭祀分を 問者は、異姓養子である戴氏は祖墳から遷し、外祖父と外 氏を父と同等の禮で葬り祭ったことになる。それに對し質 分與させようとする案を提案している。 祖母とを祖墳に合葬し、家廟で戴氏を祭るのをやめさせ、

教原則とは別の實質があることを指摘する。<br/>(同氏『譯注 ぜかそれが命じられている」と困惑の意を呈され、當時禮 についての朱熹の對應から考えると、むすこがない場合む の祭祀を行わせることは本來ないはずであるがここではな 『名公書判淸明集』戶婚門』、創文社、二〇〇六年)。本件 つ祭祀分として財産を繼承することをみとめる判がある 卷九戶婚門 なお、『名公書判淸明集』にも、むすめが祭祀を行 「孤女贖父田」)。高橋芳郎氏は「女子に父祖 **—** 73

于高祖、伯叔父母祔于曾祖、妻若兄弟若兄弟之妻祔于祖 、權)として認識されていたと考えられる。 『家禮』 通禮、旁親之無後者以其班祔條「伯叔祖父母祔

すめが祭祀を行うことは、

非禮ではなく、禮の現實適用

東、次出祔主、亦如之。 奉諸考神主、置於櫝前、 之身。中殤之祭、終兄弟之身、長殤之祭、終兄弟之子之身 遷而從之殤。○程子曰、無服之殤不祭、下殤之祭、終父母 子姪祔于父、皆西向。主櫝並如正位。姪之父自立祀堂、則 諸祔主之卑者、 成人而無後者、 『家禮』 正至朔望則參條注「主人盥帨升、 其祭終兄弟之孫之身。此皆以義起者也。」 亦如之。 命長子長婦或長女、盥帨升、分出 …主人升執注、 主婦盥帨升、奉諸妣神主、置於考 斟酒、

 $\widehat{72}$ 

執湯瓶隨之、點茶如前、命長婦或長女亦如之。」 祔位、次命長子、斟諸祔位之卑者、主婦升執茶筅、 執事者

(73) オリジナルテキストより普及した丘濬『家禮儀節』では、 牌を出すように變えられているが、酒を注ぎ茶を供える儀 主人・主婦が正位の位牌を出し、子婦がすべての祔位の位

[謝辭]

本研究は JSPS 科研費 17H04525 および 17H022463 の助成をうけた研究成果の一部である。

が踏襲されている。 て行うと規定されており、『家禮』のオリジナルテキスト

禮では、長子および長婦あるいは長女が祔位の卑者に對し

<del>74</del> 滋賀『家族法』一三頁。

permit it. Moreover, unofficial members of the legislative Council (立法局) who demanded improvement in sanitation also denied there was local autonomy and claimed that the Government should bear the responsibility for improving sanitation.

Another consideration addressed in this paper is how governors, colonial bureaucrats, western citizens and Chinese elites, tended to compare Hong Kong with cities in Britain, other colonies and settlements, and how they utilized both the universality of the British Empire and the local specificity of Hong Kong to gain control of jurisdiction over public health. property owners tried to legitimize the obtaining municipal autonomy by comparing Hong Kong with Britain. However, the colonial bureaucrats and those who sought improvement in sanitary conditions usually emphasized the local specificity of Hong Kong and regarded property owners as not being suitable, public-spirited citizens.

### THE CONCEPT OF FATHERS AND SONS SHARING THE SAME QI (父子同氣): A RECONSIDERATION OF SHIGA SHŪZŌ'S PRINCIPLES OF CHINESE FAMILY LAW

### Sasaki Megumi

This paper re-examines the *Principles of Chinese family Law* (中國家族法の原理) of Shiga Shūzō 滋賀秀三 in terms of the date of the formation of the concept of "a father and son sharing the same qi" (qi 氣 being defined as a material force or vital energy) and shows that the view that the principles of Chinese family law persisted throughout two millennia from the Han to the Qing is untenable.

Shiga Shūzō's *Principles of Chinese Family Law* is a masterpiece that has had a decisive impact on the field. In this book, the principle of a strong patrilineal family is summed up in three sub-principles of "a father and son forming one body," "a husband and wife forming one body," and the "equality of brothers," and the basic principle is supported by the concept of "fathers and sons sharing the same qi." This concept explains that property rights and ritual obligations were inherited only from the father to his sons and not from the mother to her sons. If, as Shiga claims, the principles of Chinese family law operated continuously for more than two millennia, from the Han to the Qing, then the concept of a father and sons sharing the same qi must have existed during that period as well.

However, this paper reveals the following countervailing points. First, during

the Han Dynasty and earlier, a mother and her sons were considered to share the same ai, or a father, mother and their sons were considered to share the same ai. and thus the idea that only the father, not the mother, shared the same qi did not exist. Second, from the Wei, Jin, Northern and Southern Dynasties period to the Sui-Tang period, the use of the term "brothers sharing the same qi" (兄弟同氣) was established, but the use of "father and sons sharing the same qi" was avoided and rarely used. In addition, the idea that ancestral rituals are related to qi did not exist before the Tang Dynasty. Third, it was only during the Song dynasty by the time of Zhu Xi that the idea that the relationship between ancestors and descendants could be ritualized and worship instituted because they were of the same qi became established, and that the concept of qi was used to explain the rituals for ancestors and the response of spirits to such ritual acts. This was also the time that patrilineal inheritance of rituals was legitimized. Fourth, because of the concept of qi, it was theoretically impossible to completely negate and exclude other ancestral rituals, such as those for matrilineal ancestors, and Zhu Xi allowed that if there was no successor, or in other unavoidable circumstances, the rituals of matrilineal relatives could be performed. Fifth, Shiga thought that a daughter could not worship her own ancestors, and even when she died, she could not be buried in their birth family's grave, and she could not be worshipped at her parents' family shrine. However, in Zhu Xi's view, a daughter should worship her own ancestors, and when she died, she was to be buried in her birth family's grave and be enshrined and worshiped in her parents' family shrine. The Shiga "principle" of the exclusion of women did not exist during the Song dynasty, and must have arisen later, perhaps as late as the Ming dynasty.

### CAN THE SAGES FORESEE EVERYTHING?: THE TRIGONOMETRIC FUNCTION TABLE (八線表) AND THE THEORY THAT THE SOURCE OF WESTERN SCIENCE WAS IN CHINA (西學中源) IN THE ASTRONOMY OF JIANG YONG 江永

### TANAKA Yuki

The main focus of this article is the question of how Jiang Yong (1681–1762) viewed the trigonometric functions required for astronomical calculations and the table that summarizes the results of such calculations.

This article has two aims. The first is to re-examine the nature of the